

## 巻頭言

## 建設リサイクル法と技術課題

研究管理官 海老原 徹



平成13年5月に「建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律」（通称:建設リサイクル法）が公布され、今年の5月に完全施行される。この法律の中で特に、コンクリート・アスファルト・木材の3品目は特定資材として定められ、分別・再資源化が義務づけられている。また、この特定建設資材については、平成22年における再資源化率を95%にもっていくことが目標となっている。平成12年度における建設廃棄物の種類別の再資源化の状況を見ると、アスファルト・コンクリート塊の再資源化率は98%、コンクリート塊は96%であり、これらはそれぞれ再生骨材、路盤材としてリサイクルされ、政府が目標としている再資源化の目標95%をすでに達成している。これに対し、建設発生木材の再資源化率は38%と目標から遠い状況にある。木材廃棄物の再資源化が進まず、地域環境への負荷が大きな問題となっているのは、木材廃棄物を循環利用する技術とシステムが整っていないからである。木材側の責任として、木材廃棄物の発生抑制とともに再資源化技術を開発・普及させる必要がある。

今後、法的には規制されるが木造住宅の解体はユンボ等の機械による、いわゆる「ミンチ解体」が行われており、各種材料をごちゃ混ぜに一気に解体するので埋め立てるより処分方法がなく、不法投棄の大きな原因となっている。解体現場で発生する混合廃棄物の量をなるべく少なくするための建物の設計方法や解体方法の検討が必要である。今後、分別解体による古材利用、集成化のようなリユース（再利用）による木材廃棄物の減量化が重要となるが、在来工法住宅に見られるような10.5cm角程度の小断面材は古材、集成化としての再利用が難しく、柱・梁等の部材の大断面化が望ましい。現在のところ、木質系解体材はチップ化され、繊維板・パーティクルボードの木質ボード及び紙・パルプの原料、マルチング材、家畜の敷料、炭、燃料などとして再利用されている。パーティクルボード工業では、ほぼ50%を解体材由来の原料でまかなっており解体材の重要な受け皿となっている。しかしながら、今以上に解体材の使用量を増やすにはパーティクルボードの需要拡大が必要であり、パーティクルボードの性能向上技術、木造住宅への適用技術の開発が急がれる。また、紙・パルプへの利用を増やす、化学的変換によるプラスチック原料化など再資源化のメニューを増やすことも循環利用の実現に寄与する。さらに、バイオマス発電としての利用を含めたエネルギー利用も重要であり、木材廃棄物の固形化技術、ガス化、液化、アルコール化などエネルギー利用促進のための方策、技術開発が求められている。また、木材廃棄物の発生状況、処理方法などは地域により事情が異なることから、地域特性を考慮した地域ごとの再資源化システムの構築も重要課題である。

[巻頭言] [[リサーチトピックス1](#)] [[リサーチトピックス2](#)] [[リサーチトピックス3](#)]

[[研究解説1](#)] [[研究解説2](#)] [[研究解説3](#)] [[おしらせ](#)]

[[所報トップページへ](#)]